

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公表番号】特表2006-514127(P2006-514127A)
 【公表日】平成18年4月27日(2006.4.27)
 【年通号数】公開・登録公報2006-017
 【出願番号】特願2004-535623(P2004-535623)
 【国際特許分類】

C 0 9 D 201/00 (2006.01)

C 0 9 D 5/03 (2006.01)

C 0 9 D 7/12 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 201/00

C 0 9 D 5/03

C 0 9 D 7/12

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月29日(2007.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

二酸化チタンと有機樹脂との混合物を粒状形で含有してなる粉末被覆組成物において二酸化チタン用の増量剤としてゼオライトの使用であって、該ゼオライトは800 で1時間加熱することにより測定すると9重量%以下の水を含有している、ゼオライトの使用。

【請求項2】

ゼオライトと有機樹脂との混合物を粒状形で含有してなる組成物において、該有機樹脂は可塑化したポリ(塩化ビニル)、ポリアミド、ポリ(フッ化ビニリデン)、エポキシ樹脂、ポリエステル樹脂、混成のエポキシ-ポリエステル樹脂、ウレタン樹脂又はアクリル樹脂であり、該ゼオライトは800 で1時間加熱することにより測定すると9重量%以下の水を含有している、組成物。

【請求項3】

ゼオライトはゼオライトA又はゼオライトPであることを特徴とする請求項1又は2記載の使用又は組成物。

【請求項4】

ゼオライトは800 で1時間加熱することにより測定すると7重量%以下の水を含有することを特徴とする請求項1～3の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項5】

ゼオライトは105 で4時間加熱した後には2重量%以下の水減損を有することを特徴とする請求項1～4の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項6】

ゼオライトは0.5 μ m～6.0 μ mの範囲の重量平均粒度を有することを特徴とする請求項1～5の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項7】

組成物は10～40重量%の顔料二酸化チタンを更に含有することを特徴とする請求項1～6の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項 8】

存在するゼオライトの量は組成物の20重量%以下であることを特徴とする請求項7記載の使用又は組成物。

【請求項 9】

組成物は更に有色顔料と2~20重量%の顔料二酸化チタンとを含有することを特徴とする請求項1~6の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項 10】

組成物中に存在するゼオライトの量は組成物の0.5~8重量%であることを特徴とする請求項9記載の使用又は組成物。

【請求項 11】

組成物の粒子は10~75 μm の範囲の平均寸法を有することを特徴とする請求項1~10の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項 12】

組成物の粒子は40~200 μm の範囲の平均寸法を有することを特徴とする請求項1~11の何れかに記載の使用又は組成物。

【請求項 13】

有機樹脂は可塑化したポリ(塩化ビニル)、ポリアミド、ポリオレフィン、ポリ(フッ化ビニリデン)、エポキシ樹脂、ポリエステル樹脂、混成のエポキシ-ポリエステル樹脂、ウレタン樹脂又はアクリル樹脂である請求項1記載の使用。

【請求項 14】

有機樹脂とゼオライトとの緊密な混合物を形成することからなる組成物の製造方法において、該有機樹脂は可塑化したポリ(塩化ビニル)、ポリアミド、ポリ(フッ化ビニリデン)、エポキシ樹脂、ポリエステル樹脂、混成のエポキシ-ポリエステル樹脂、ウレタン樹脂又はアクリル樹脂であり、該ゼオライトは800 で1時間加熱することにより測定すると9重量%以下の水含有している、組成物の製造方法。